

臣、的臣、坂合部連、大倭直などは、姓を後世の卿又公といへるたぐひのこと、すべし、天武朝廷十三年十二月戊寅朔己卯、五十氏に宿禰姓を賜へりし氏々は、舊はみな連姓の氏々なれば、太古の四姓臣連二造にたぐひせば、朝臣姓は、太古の臣姓にたぐひし、宿禰姓は連姓にたぐひすべき也。こたび忌寸よりうへに考定めしものは、弘仁二年秋七月辛酉、右京人正六位上朝原忌寸諸坂山城國人大初位下朝原忌寸三上等、賜姓宿禰とみえしもて、第三に序次せし也。又坂上氏人にかぎりて大宿禰といへり、坂上氏人に宿禰姓を賜へることは、延暦四年六月癸酉、坂上内藏、文調、丈部、谷、民佐太、山口、平田等忌寸姓一十六人、賜姓宿禰とみえて、大宿禰と云べきよしはみえねど、同年秋七月己亥、從三位坂上大宿禰、苅田麻呂爲左京大夫といへれば、この間に大宿禰になされし詔のありしを國史に脱せしならむ、自是以前忌寸姓なりしとき、大忌寸といふべきよしは、天平寶字八年九月乙巳、坂上忌寸苅田麻呂、賜姓坂上大忌寸とみえたれば、私に云べきにあらず、故思ふに類族ども、みな宿禰姓を賜へるから、殊恩ありて坂上氏にのみ大宿禰を賜へるにて、太古の大臣大連の例にならへることなるべし、内藏、文、谷、佐太、山口、平田の六氏は、みな坂上氏と同族なれば、是等の忌寸なりしときも、宿禰となりても、坂上氏の統領せしなへに、大忌寸また大宿禰を賜へるにこそあらめ、然ならざらむには、よしもなく大宿禰といふべきことかは、

忌寸

〔書言字考節用集十〕姓氏忌寸位所用式

〔續日本紀二十〕淳仁天平寶字三年十月辛丑、天下諸姓著君字者、換公字、伊美吉、以忌寸。

〔倭訓栞中編〕伊いみき 天武紀に忌寸と見えたり、祠官のかばね成べし、八姓の第四也、綏靖紀に

奉典神祇とあるを、古事記に僕者扶汝命爲忌人而仕奉也と書せる意成にや、坂上苅田麻呂に大忌寸を賜はりし事見えたり、

〔書紀集解二十九〕天武按忌寸者今來也、諸番歸化所賜姓也、